

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(権利義務の譲渡等の禁止)</p> <p>第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(権利義務の譲渡等の禁止)</p> <p>第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。</p> <p><u>3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(瑕疵担保)</p> <p>第24条 発注者は、第12条第4項（第17条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の引渡しの日から3年間、受注者に対して、成果物の瑕疵の補正を請求することができるものとする。</p> <p>2 発注者は、前項の瑕疵の補正にかえ損害賠償の請求をすることができる。</p>	<p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第19条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p>
	<p><u>(発注者の任意解除権)</u></p> <p><u>第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第22条、第22条の2又は第22条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、作業に着手すべき期日を過ぎてても作業に着手しないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p>	<p><u>(発注者の催告による解除権)</u></p> <p><u>第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u></p> <p><u>(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎてても業務に着手しないとき。</u></p> <p><u>(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</u></p>
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に作業が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>(4) 第21条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>	<p><u>(発注者の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>(2) 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</u></p> <p><u>(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p><u>(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条及び次条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>(9) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(暴力団排除に係る解除) 第19条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時測量・調査等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。 (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 (3)～(8) 略</p>	<p>(暴力団排除に係る解除) 第22条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時測量・調査等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。 (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 (3)～(8) 略</p>
<p>(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。 (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45条)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>	<p>(談合等による解除) 第22条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。 (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。</p>
	<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第23条 第21条各号、第22条各号、第22条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。</p>
	<p>(受注者の催告による解除権) 第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(受注者の解除権)</p> <p>第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第9条第1項の規定により内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。</p> <p>(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により作業を完了することが不可能になったとき。</p>	<p>(受注者の催告によらない解除権)</p> <p>第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第9条の規定により内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき</p> <p>(2) 第9条の規定による中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。</p>
	<p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第26条 第24条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第19条</p> <p>2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者が既に作業を完了した部分(第17条の2の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額(以下「既履行部分請負代金」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第27条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第17条の2に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分(第17条の2の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(解除による前払金の返還)</p> <p>第22条 第19条、第19条の2、第19条の3又は第20条の規定によりこの契約を解除した場合において、第14条及び第15条の規定に基づく前払金があったときは、当該前払金の額(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を既履行部分に相当する請負代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、第19条第2項又は第19条の2第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第14条及び第15条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を第19条第3項又は第19条の2第3項の規定により定められた既履行部分請負代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第28条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第14条の規定による前払金があったときは、受注者は、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第20条、第24条又は第25条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第14条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第20条、第24条又は第25条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第17条の2第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第6条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(契約が解除された場合等の違約金) 第19条の3 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。 (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人 (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p>	<p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u> <u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u> <u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u> <u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相應する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>6 第2項の場合において、第4条の規定(第22条第8号及び第22条の2の規定によりこの契約が解除された場合にあつては第4条第1項第1号又は第2号の規定)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p>
<p>(損害賠償の予定) <u>第23条</u> 受注者は、<u>第20条</u>第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。</p> <p>2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明かとなった場合においても、同様とする。</p>	<p>(損害賠償の予定) <u>第29条の2</u> 受注者は、<u>第22条の3</u>第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。</p> <p>2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明かとなった場合においても、同様とする。</p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(受注者の解除権) 第21条 2 前項によりこの契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。</p>	<p><u>(受注者の損害賠償請求等)</u> <u>第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u> <u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u> <u>2 第13条第2項(第17条の2において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p>
	<p><u>(契約不適合責任期間等)</u> <u>第31条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第4項(第17条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</u> <u>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u> <u>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p>

測量・調査等請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
	<p><u>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>
<p>(違約金等の徴収)</p> <p>第25条 受注者が、この契約に基づく違約金、遅延利息及び賠償金を、発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期限を経過した日から、受注者の支払日までの日数につき、年10.75%の割合で計算した遅延利息を加えた額を徴収する。</p> <p>2 前項の場合において請負代金支払額があるときは、発注者の支払うべき請負代金と相殺して徴収し、なお、不足があるときは追徴する。</p>	<p>(違約金等の徴収)</p> <p>第32条 受注者が、この契約に基づく違約金、遅延利息及び賠償金を、発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期限を経過した日から、受注者の支払日までの日数につき、年10.75%の割合で計算した遅延利息を加えた額を徴収する。</p> <p>2 前項の場合において請負代金支払額があるときは、発注者の支払うべき請負代金と相殺して徴収し、なお、不足があるときは追徴する。</p>
<p>(秘密の保持)</p> <p>第26条 受注者は、作業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>2 受注者は、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。</p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第33条 受注者は、作業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>2 受注者は、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第27条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第34条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。</p>
<p>(契約外の事項)</p> <p>第28条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>	<p>(契約外の事項)</p> <p>第35条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>